町の補助制度で応援します

太陽光発電設置補助金の追加助成 受付開始

地球温暖化対策の一環として、住宅用太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付します。

▼補助対象者
今年度内に、町内の自ら居住するための住宅にシステムを設置、またはシステム付き住宅の購入が完了できる方

▼補助金額
①と②の合計額を補助します。
①町補助金
1kW当たり1万5千円
②県補助金
1kW当たり1万5千円
（①、②とも上限5万2千円）
※予算の範囲内の助成のため、年度途中で終了する場合があります。

▼申請手続
工事着工前までに、補助金申請書にシステムの仕様書等を添えて申請してください。

「いそべぇ」

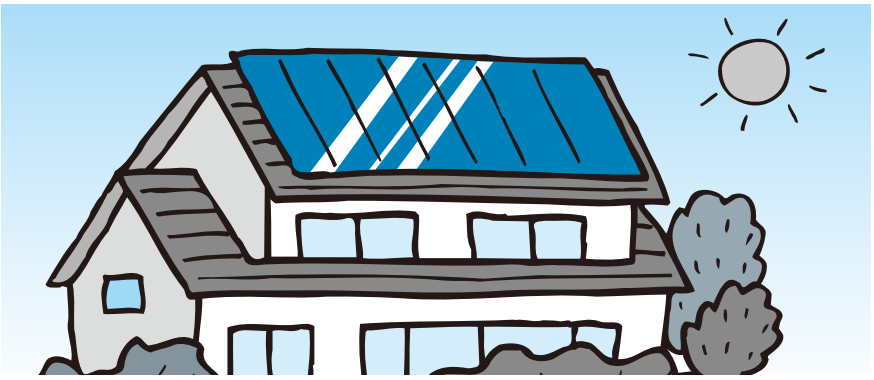

◎申請場所・問い合わせ
環境美化センター
☎(72)4438

剪定枝粉砕機を貸出します

剪定枝をチップ化して雑草対策などに活用しませんか

町では、剪定枝の分別収集を行い、チップ化しボイラ燃料として資源化していますが、町民の皆さんが剪定枝を有効利用できるように、剪定枝粉砕機を貸出しますので、ご利用ください。

▼貸出対象者
①町内に住所を有する個人
②町内に事務所又は事業所を有する法人又はその他の団体

▼貸出機器
リョービ製　ガーデンシュレッダ
GS―2000

▼予約受付開始日
10月1日(月)から

▼予約受付時間・貸出日
午前8時30分～午後5時
※日曜・年末年始を除く

▼貸出開始日
10月5日(金)から

▼貸出期間　7日以内

▼申込み
電話または直接、利用希望日を予約し、貸出日当日に貸出申請書と運転免許証や健康保険証など、本人確認できる書類をお持ちください。

▲剪定枝粉砕機

◎申込み・問い合わせ
環境美化センター
☎(72)4438

10月1日は「浄化槽の日」

保守点検・法定検査・清掃をしていますか？

浄化槽は、微生物の働きを利用して、汚れた水を浄化しています。適切な維持管理をしないと、微生物の働きが悪くなり、浄化槽の機能が低下し悪臭の原因になります。

設置者には、浄化槽法により保守点検・法定検査・清掃が義務付けられています。

また、浄化槽を廃止した時などは次のところへ連絡してください。

内　容	問い合わせ・連絡先
保守点検 浄化槽の廃止	平塚保健福祉事務所 環境衛生課 ☎(32)0130 内線242
法定検査	(社)神奈川県保健協会 (73)0511
浄化槽の清掃 下水道への切替	環境美化センター (72)4438

◎問い合わせ
環境美化センター　☎(72)4438